

新城市若者条例及び新城市若者議会条例

新城市市民自治推進課

平成26年5月に民間研究機関「日本創成会議」（座長・増田寛也元総務相）が発表した通称・増田レポートでは、全国896自治体が「消滅可能性都市」とされた。愛知県内の市で唯一「消滅可能性都市」とされた愛知県新城市は、次の世代の地域社会を担う若者から政策提言を受け、まちづくりに反映させる市独自の「新城市若者条例」「新城市若者議会条例」を制定した（平成27年4月1日施行）。

市では、条例を基にした取組で、若者の活躍、定住促進につなげることを狙う。

1 はじめに

新城市は、新城市、鳳来町、作手村の新設合併によって平成17年10月1日に誕生しました。

県内2番目の広さとなる499km²に、約4万9000人が暮らしています。地域の84%は、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源の役割を果たしています。

平成26年4月1日、まちづくりのルールとなる新城市自治基本条例が施行され、市民が主役のまちづくりを進めています。「市民まちづくり集会」「住民投票」「地域自治区制度」など新しい制度も導入しております。

2 条例制定に至った背景と経緯

平成25年11月、3度目の当選を果たした穂積亮次新城市長のマニフェストに盛り込まれた「若者政策市民会議（仮称）を創設し、若者が活躍するまちをめざす総合的政策を策定します。教育、就労、定住、家庭、スポーツ・文化、そして市政参加など若者を取りまく問題を市民全体で考え、若者の力を活かすまちづくり施策を練り上げます」に基づき、全国的にも珍しい若者政策がスタートしました。

（1）若者政策係

平成26年4月、組織機構改革の一環として企画部市民自治推進課に若者政策係が置かれ、若者政策を推進することとなりました。

（2）市民自治会議

新城市自治基本条例では、その実効性を担保するため「市民自治会議」が設置されています。

平成25年発足当初の委員は、有識者及び公募市民（40代以上）の10人で構成されていましたが、「若者政策市民会議（仮称）」の機能を市民自治会議で補うため、市民自治会議に若者委員（39歳まで）を新たに5人募集することとし平成26年から10代から70代まで15人で構成する市民自治会議へ生まれ変わりました。

平成26年5月、市長から市民自治会議へ「若者総合政策」と「若者会議」について諮問がなされました。

（3）若者政策ワーキング

同年5月、諮問を受けた市民自治会議の下部組織として「若者政策ワーキング」を設置し、高校生から39歳までの公募市民10人、若手市職員5人、地域おこし協力隊4人の計19人でスタートしました。「若者が活躍するまち」を実現するため、毎回楽しみながら真剣に議論を進め、会議室でのワークショップをはじめ、実際に市内を回って若者の視点で問題点やその解決策を考えたり、時には様々な世代の方々と議論をしたり、若者政策先進地（福井県鯖江市、長野県小布施町）に視察に行きました。

この1年間の様々な活動を通じて、若者が活躍するまちの実現の第1歩に向けて、若者政策ワーキングで、2つの提案が生まれました。ひとつは「若者総合政策」で、若者の視点でまちをもっと良くしようという施策をまとめたもので、まちづくりの方針や政策の方向性を示したものです。もうひとつの提案は「若者議会」で、若者の思いや意見をカタチにする場です。

(4) 市民まちづくり集会

新城市自治基本条例では、市民、議会、行政が一堂に会する「市民まちづくり集会」を規定しております。平成26年10月19日、「若者が住みたいまち」をテーマに開催し、幅広い世代で若者政策を話し合いました。そこで



提案された「25歳成人式」など採用された政策もあります。

市に選定されました。このことはまちの将来を担う若者にとって非常に衝撃でした。しかし、それを大きなモチベーションに変え、新城をなんとかしてやろう！と思い立った若者が生まれました。

(2) 若者総合政策—4つのテーマ

若者総合政策には4つのテーマがあり、1つ目は、「好きなことにアツくなれるまち」。今どの世代の若者も気軽に集まって趣味や勉強に熱中できるような場を求めています。そうした環境を整えていきます。2つ目は、「ホッ♡ちよつとひといきできるまち」。新城の若者は自らのまちの魅力に気づいていないかもしれません。まちの魅力を再発見し、新しいまちの魅力を創出していきます。3つ目は、「夢が実現するまち」。夢への第1歩がなかなか踏み出せない若者の挑戦のサポート体制を整えます。4つ目は、「あつ、こんなところに素敵な出会い」。若者だけでなく様々な世代の人々が出会いきっかけ・仕掛けを演出していきます。

若者に関心を持ってもらうため、行政用語でない「若者のことば」で政策を語りました。

(3) 若者議会

① ニューキャスルアライアンスとユース議会
もうひとつの提案は「若者議会」で、若者の思いや意見をカタチにする場です。

3 若者総合政策と若者議会

(1) 消滅可能性都市の衝撃と反動

日本創成会議・人口減少問題検討分科会による推計によると、2040年までの20歳から39歳までの女性人口の減少率が56.5%と、新城市は愛知県内の市で唯一、消滅可能性都

2014年、チェコに各国のニューキャッスルと名のつく国々の若者が集まって、若者が抱える問題について話し合うニューキャッスルアライアンス会議に新城の代表として若者政策ワーキングメンバーの何人かが参加したことがきっかけとなりました。ヨーロッパでは、16歳から25歳までの若者が選挙で選ばれ構成される「ユース議会」があります。そこでは、若者が市政に参加することができ、若者の声を尊重し、重要視する風潮がそこにはあります。

② 条例で定めること

新城にも、若者が市政に参加でき、意見が反映される仕組みがあればいい、ヨーロッパの仕組みをそのまま真似するのではなく、未だの新城の若者のために、新城独自の仕組みを作っていくたい、若者政策ワーキングで「若者議会」を作っていくたいという提案の下、様々な議論が交わされていきました。若者議会委員の年齢層・任期・定数・権限等々、若者の声を実現する仕組みとして若者議会の構想がまとめ上げられていきました。

そして、若者総合政策・若者議会について、若者たちの提案したことに実効性が担保され、若者が活躍するまちの実現に向けて新城市としてしっかりとした仕組みが出来上がるため、条例を作るべきだとの提案も出されま

した。

(4) 市民自治会議とのキャッチボール

若者政策ワーキングは、話し合った内容を市民自治会議に提案し修正点などを持ち帰り反映させ案を練りました。その結果、市民自治会議は、「若者総合政策」「若者条例」「若者議会条例」をまとめ、平成26年11月に市長に答申しました。その後、平成26年12月議会定例会において、若者政策に関する基本的な方針等をまとめた「新城市若者条例」、若者議会についてまとめた「新城市若者議会条例」が可決されました。

4 条例の内容・設計の解説

(1) 新城市若者条例

全17条で構成され、おおむね13歳からおおむね29歳までを若者と定義し、若者政策推進についての3つの基本理念、若者・市民・事業者・市の責務を定めるとともに、若者が活躍するまちの形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である若者総合政策の策定を規定しています。その上で、①若者の意見の収集等、②若者議会、③若者の訪れる機会等の提供、④活動等に対する支援措置、⑤普及啓発等、⑥表彰、この6つの基本的施策を定め、若者活躍推進月間及び若者活躍推進体制もまた若者政策推進のア

クセルのひとつとなっています。

① 前文

若者政策ワーキングメンバー19人のこの条例に懸けるそれぞれの想いをまとめたものが前文に当たります。まちづくりは、若者だけでなく全ての市民が主役であり、老若男女全てが世代のリレーができるまちになってほしいという若者の願いが込められています。

② 第1条 目的

この条例の目的は、若者が活躍するまちの形成を目指すことで、市民が主役となるまち及び世代のリレーができるまちの実現に寄与することです。

③ 第2条 定義

若者をおおむね13歳から29歳までと定義しています。下限に関しては、本市では中学生議会（中学生による模擬議会）を実施しております。中学生も子どもではなく若者として、まちづくりに関わっていただきたいという思いがあります。一方、上限に関しては、参議院議員や都道府県知事の被選挙権を取得できる30歳が完全に政治参加できる時期となることから、それに達しない年齢までと規定しました。

④ 第3条 基本理念

若者が活躍するまちの形成に関し、①社会的気運の醸成、②若者の自主的な活動を支援、

③相互の理解と連携、の3つの基本理念に基づき推進していきます。

⑤ 第4条から第7条 責務

若者・市民・事業者・市、それぞれの取組みを責務として明確化しています。

ア 若者

自らがまちづくりにおいて活躍が期待される主体であることを認識し、地域の文化、歴史等に関する理解及び関心を深めるとともに、自主的な活動に取り組み、並びに市民及び事業者が取り組む活動並びに市が実施する施策に積極的に参加し、協力するよう努めるものとします。

イ 市民

若者に対して自らが取り組む活動への参加を促し、並びに日常生活及び社会生活に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うとともに、市が実施する若者が活躍するまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

ウ 事業者

その事業活動に従事する若者に対して事業活動に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、並びに若者の自主的な活動及び市民が取り組む活動への参加の機会を確保するよう努めるとともに、市が実施する若者が活躍するまちの推進に関する施策に協力す

るよう努めるものとします。

エ 市

若者が活躍するまちの形成の推進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならないこととするとともに、若者、市民及び事業者と連携を図りながら若者が活躍するまちの形成の推進に取り組むものとします。

⑥ 第8条 若者総合政策

若者が活躍するまちの形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画である若者総合政策を定めます。若者政策ワーキングで検討した若者総合政策は市の政策等の方向性を示した方針編と、若者の視点でのまちづくり施策をまとめたプラン編があり、平成27年度からスタートした若者議会の委員は若者総合政策に基づいて活動を進めていきます。

⑦ 第9条から第14条 6つの基本となる施策

策

ア 第9条 若者の意見の収集等

若者が市政に対して意見を述べることができる機会を確保し、市政に反映するよう努めるものとします。若者の意見も貴重な市民の意見のひとつです。若者が主張できるような機会等を用意していきます。

イ 第10条 若者議会

若者総合政策の策定及び実施に関する事項

を調査審議させるため、新城市若者議会を設置します。(若者議会条例は後述)

ウ 第11条 若者の訪れる機会等の提供

若者が多く訪れるような機会又は場所を提供するよう努めるものとします。市内だけでなく、市外の若者が訪れるような機会等を提供し、市外の若者の視点も市政に取り入れられるように努めます。

エ 第12条 活動等に対する支援措置

若者、市民及び事業者が取り組む活動であって、若者が活躍するまちの形成の推進に資すると認めるものに対して、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。若者、市民及び事業者は若者が活躍するまちの形成の推進に関する活動に取り組むに当たって必要があると認めるときは、管理する施設、設備及び物品の貸付け等の措置を講ずるよう努めるものとします。

オ 第13条 普及啓発等

若者が活躍するまちの形成の推進に関し、市民及び事業者の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、若者、市民及び事業者のそれぞれが取り組む活動に対して相互の参加が促進されるよう、必要な啓発活動を行うものとします。若者総合政策の実施状況のほか、若者、市民及び事業者が取り組む活動のうち、若者が活躍するまちの形成の推進に特に資す

ると認めるものの実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとし、若者のニーズを捉え、適切な情報発信を心がけます。

カ 第14条 表彰

新城市功労者表彰条例に定めるところにより、若者が活躍するまちの形成の推進に貢献し、その功績の顕著な者を表彰することができます。

⑧ 第15条 若者活躍推進月間

若者が活躍するまちの形成の推進を図るため、若者活躍推進月間を定めるものとしていします。若者活躍推進月間において、その趣旨にふさわしい施策を実施するよう努めるものとし、学生等の若者が活動しやすい夏季を想定しています。

⑨ 第16条 若者活躍推進体制

若者総合政策その他若者が活躍するまちの形成の推進に関する事項について、新城市自治基本条例第24条第1項に規定する市民自治会議に諮問することができます。若者だけでなく様々な世代で構成される市民自治会議との連携を高め進んでいきます。

(2) 新城市若者議会条例

全9条で構成され、新城市若者条例第10条に規定する新城市若者議会に關し、必要な事項を定めたものです。市長の附属機関であり、

市長の諮問に應じ、若者総合政策の策定及び実施に関する事項を調査、審議し、その結果を市長に答申します。委員構成は、おおむね16歳からおおむね29歳までの市内在住、在学又は在勤する者で、任期は1年、報酬は日額3000円としています。

5 条例を基にした今後の取組

(1) 若者議会

新城市若者条例、新城市若者議会条例が平成27年4月1日から施行され、若者が活躍するまちを実現するため、本市の若者政策が本格的に始動しました。若者議会は、市長からの諮問を受け、20人の委員により若者政策に資する予算の使途について審議し、様々な議論を経て政策を立案し、市長に答申することになります。

若者自身で様々なまちの課題を発見し、それを整理し、若者目線でまちづくり政策を考え表明することで、若者世代だけでなく、上の世代の方にとって新たな気付きが生まれる可能性ががあります。あらゆる世代間において、お互いに共感と信頼で結ばれていくことを期待し、若者だけで考えていくのではなく、市民全体で考えていく視点が若者議会に必要となってきました。

(2) 若者総合政策

① 若者総合政策方針編

このままでは、まちの未来は決して明るいものとは言えない状況の中、新城で活躍し、新城を自慢できるまちにしたいと考える若者もたくさんいます。そんな若者の夢や新城への愛をみんなに知ってもらうためにこの若者総合政策が作られました。この若者総合政策により、若者の夢を叶える機会が与えられるようになり、若者が活躍することで、まちづくりの楽しさを共有する仲間を増やします。さらにこの活動が市全体に波及して、みんなが楽しく笑いながら住み続けられるきっかけにしていきたいという思いが込められています。

② 若者が活躍できるまち実現事業

内閣府のまち・ひと・しごと交付金の追い風を受け、若者総合政策は加速しています。若者ITチャレンジ講座、ボンダンシング(若者盆踊り)、新城おこしプランコンテスト、若者合宿補助、若者チャレンジ補助など若者総合政策の方針編・プラン編の実現に向けて着実に進めていく予定です。